

事 務 連 絡  
平成 29 年 5 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

予防接種分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等について

予防接種に係る業務の運用につきましては、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

昨年 1 月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年 7 月からは、情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について（依頼）（平成 27 年 11 月 11 日当課事務連絡）等で着実に準備を進めていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての運用ルール等を別紙にまとめました。

つきましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めていただけるよう、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区含む。）への周知をお願いします。

## 予防接種分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等

情報照会者及び情報提供者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報の提供を適切に行うための留意事項等については、平成 29 年 2 月 20 日府番第 31 号「『提供すべき情報の属する年度』に係る取扱い等について」（参考資料）（以下「内閣府通知」という。）において示されているところである。

内閣府通知では、同通知に定めるほか、必要な事項については、制度所管府省において適切な基準を設定することとされたところであり、本事務連絡において、予防接種分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等を示すこととする。

### 1 正本データ及び副本データの登録（更新）期限

地方公共団体向け中間サーバーへの副本データの登録については、通常、既存業務システムに格納する確定データ（以下「正本データ」という。）の登録後に行われる。

既存業務システムへの正本データの登録（更新）期限は、例えば決裁終了など当該個人のデータが確定した当日中とする。

また、中間サーバーへの副本データの登録期限は、原則「正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前まで」とする。

中間サーバーへの副本データの登録について、やむを得ない事情により、番号利用法第 21 条第 2 項の規定による総務大臣からの通知を受ける都度、中間サーバーに副本登録を行う場合の取扱いについては、現在内閣官房において検討中であり、別途周知される予定である。

### 2 情報連携開始時点の情報提供対象

「情報連携開始時点の情報提供対象」とは、平成 29 年 7 月の情報連携開始時点において、いつ時点の情報から提供対象とするのかを指すものであり、内閣府通知に従い、原則、「平成 28 年 1 月 1 日以降の特定個人情報」を提供対象とするものであるが、予防接種分野においては、「情報連携開始時点より 5 年前までさかのぼった予防接種記録」を提供対象とする。

ただし、個人番号の取得が困難である場合には、上記によらず、個人番号取得のための措置を講じ、取得した時点からの情報を提供することとする。また、この場合においても、各都道府県等は、平成 29 年 7 月の情報連携開始までに、個人番号との紐付け作業を完了させておくこと。

### 3 副本データとして保存すべき情報の年限

情報ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供を求められた場合、情報提供者が提供すべき情報の属する年度は「5か年度」と定められる予定であるが、これを踏まえ、副本データとして保存すべき情報は、「5年」とする。

上記1～3をまとめると以下（表）のようになる。

【予防接種分野における特定個人情報の副本登録期限等（表）】

特定個人情報	副本登録（更新）期限	情報連携開始時点の情報提供対象	副本データとして保存すべき情報の年限
84 予防接種法による予防接種の実施に関する情報	正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前まで	情報連携開始時点より5年前までさかのぼった予防接種記録	5年分とする。 なお、5年を経過した副本データについては、中間サーバーの容量制限や各団体の情報管理規程等にもとづき、必要に応じ削除対応を行う。

#### 4 日本年金機構との情報連携について

番号利用法附則第3条の2第2項により、「平成29年11月30日までの間において政令で定める日」までの間においては、日本年金機構は情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者になれず、日本年金機構との情報連携はできないこととされている。当該政令公布後、総合運用テストのスケジュール等については改めて通知する予定である。

##### ※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタルPMOの以下のページから参照可能である。

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525>

以上

府 番 第 3 2 号  
総 官 企 第 8 5 号  
平成 2 9 年 2 月 2 0 日

各都道府県番号制度主管部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官  
(公印省略)  
総務省大臣官房企画課個人番号企画室長  
(公印省略)

「提供すべき情報の属する年度」に係る取扱い等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。)第 2 2 条第 1 項の規定(同法第 2 6 条において準用する場合も含む。)において、情報提供者は、同法第 2 1 条第 2 項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、情報照会者に対し、特定個人情報を提供しなければならない旨規定されていますが、情報提供者がこれに適切に対応するための留意事項等について下記のとおりまとめましたので、事務処理に当たって参考としていただくとともに、貴都道府県におかれては、貴管内市区町村(市区町村教育委員会、一部事務組合及び後期高齢者医療広域連合を除く広域連合を含む。)に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 「提供すべき情報の属する年度」の内容について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 2 6 年内閣府・総務省令第 7 号)第 6 0 条に規定する「提供すべき情報の属する年度」については、「特別の事情がある場合を除き、5 か年度とする」ものとし、追って告示を定める予定である。

このため、「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」等の番号利

用法の目的にも鑑み、各情報提供者は、原則として、5か年度分の副本を中間サーバーに登録（更新）するものとする。

また、平成28年1月1日に番号利用法第9条の規定が施行され、同日以降個人番号によって個人情報の管理が行われていることから、同日以降の特定個人情報を提供すれば足りる。

## 2 副本の登録（更新）の期限について

「効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」等の番号利用法の目的に鑑み、原則として、提供すべき情報が確定した日（当該提供すべき情報に係る処分の内容が確定した日等）の翌々開庁日の業務開始前までに、中間サーバーへの副本登録（更新）を行うものとする。

## 3 その他

以上に定めるもののほか、各地方公共団体におかれては、必要な事項については、各府省番号制度所管課において示される基準及び「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」（内閣官房番号制度推進室）に拠られたい。

なお、やむを得ない事情により、番号利用法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受ける都度、中間サーバーに副本登録を行う場合の取扱いについては、別途お示しする。